

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、天熊丸木ボクシングジム（以下「天熊丸木ジム」という）所属ボクサーである久郷 舜平（ライセンスNo.50705）選手を令和 5 年 10 月 7 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由： 天熊丸木ジム久郷 舜平選手は、令和 5 年 10 月 8 日の試合の前日計量において減量失敗による体調不良を理由に試合をキャンセルさせた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は久郷 舜平選手を令和 5 年 10 月 7 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、天熊丸木ジムのマネージャーである丸木 孝雄（ライセンスNo.10079）氏を厳重注意処分とする。

理由： 丸木 孝雄は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション